



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

688 包括外部監査契約の締結 (財政課)

告 示

和歌山県告示第688号

地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成20年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者 (以下「包括外部監査人」という。) に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	4,027,700円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、6,772,300円をもって上限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。 (2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。 2 実費 旅費に関係人出頭費用を加えた金額とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張 (包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地 (包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地) を離れて旅行することをいう。以下同じ。) したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の

提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例 (昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。) の例により算定した額とする。

(2) 関係人出頭費用

包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

- 3 包括外部監査人の氏名及び住所
和中修二
大阪府阪南市舞1丁目18番6号
- 4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。